

マンション管理適正化推進計画を作成予定の地方公共団体一覧

令和4年2月16日 時点

- 国土交通省が各地方公共団体へ実施したアンケート調査を基に作成しています。
- この一覧では、公表を可とした地方公共団体のみ掲載しております。
ここに掲載がないものでも推進計画の作成を予定している団体もありますので、作成意向等については該当の地方公共団体へ個別にお問い合わせください。
- 掲載している内容は調査時点のものであり、今後、内容が変わる可能性もありますので予めご承知おきください。

<マンション管理適正化推進計画について>

- ・市区等（町村部においては原則都道府県※。以下同じ）は、国の基本方針に基づき、マンション管理適正化推進計画を作成することができます。
- ・この推進計画では、市区等の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（都道府県等マンション管理適正化指針）を定めることとされています。
- ・当該指針において、市区等は、国のマンション管理適正化指針に加えて、地域性を踏まえた独自の指針を定めることも可能です。
- ※町村部においても都道府県及び都道府県知事に代わってマンション管理適正化推進行政事務（推進計画の作成等）を行うことが可能です。

<マンション管理計画認定制度について>

- ・マンションの管理組合は、自らのマンションの管理計画を市区等の長に提出し、一定の基準を満足すると判断された際に認定を受けることができます。
- ※市区等においてマンション管理適正化推進計画が作成されている必要があります。
- ・管理計画認定については法定の基準に加えて、各市区等が独自に基準を定めることも可能であり、また、認定において市区等は手数料を徴収することができます。

<地方公共団体による助言・指導及び勧告について>

- ・市区等は、国のマンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針に即し、管理組合の管理者等に対し、マンションの管理の適正化を図るために必要な助言及び指導をすることができます。
- ・また、管理組合の運営が国のマンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針に照らして著しく不適切であることを把握したときは、これらに即したマンションの管理を行うよう勧告することができます。

**国が作成する基本方針（マンション管理適正化指針）・
市区等が作成する推進計画（都道府県等マンション管理適正化指針）の関係**

【作成主体：国】 【法第3条】

マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（基本方針）

マンション管理適正化指針

【作成主体：市区等】 【法第3条の2】

マンション管理適正化推進計画（推進計画）

都道府県等
マンション管理適正化指針

市区等独自の
管理適正化指針あり

市区等独自の
管理適正化指針なし

（国の管理適正化指針に加えて市区等の地域性を踏まえた観点や水準を記載。）

（国の適正化指針と同様の内容を市区等の管理適正化指針とする。）

<管理計画認定制度、助言・指導・勧告と基準となる指針等との関係>

<p style="font-size: small;">管理計画認定制度</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="font-size: x-small;">認定基準（法第5条の4） 省令</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 2px;">マンション管理適正化指針</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p style="background-color: #ffeb3b; padding: 2px;">都道府県等 マンション管理適正化指針</p> </div> <p style="font-size: x-small;">※市区等独自の指針を定めた場合は、管理計画認定にあたり当該独自基準についても審査が必要。</p>	<p style="text-align: center;">推進計画を作成する市区等</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p style="font-size: small;">※制度適用なし</p> </div>
<p style="font-size: small;">助言・指導・勧告</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 2px;">マンション管理適正化指針</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p style="background-color: #ffeb3b; padding: 2px;">都道府県等 マンション管理適正化指針</p> </div>	<p style="text-align: center;">推進計画の作成に至らない市区等</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 2px;">マンション管理適正化指針</p> </div>

1) マンション管理適正化推進計画を作成予定の市区・都道府県一覧

(※) 都道府県等マンション管理適正化指針に定めるものを指します。

地方公共団体名	マンション管理適正化推進計画の作成予定時期	マンション管理計画認定における独自基準（※）	マンション管理計画認定の手数料	助言・指導及び勧告の判断における独自基準（※）
大阪府	令和4年度上半期（令和4年4月～令和4年9月）	定める予定あり	設定予定	定める予定あり
大阪府大阪市	法施行（令和4年4月1日）まで	定める予定あり	設定予定なし	定める予定あり
大阪府吹田市	法施行（令和4年4月1日）まで	検討中	設定予定なし	検討中
大阪府枚方市	令和5年度中	今後検討	設定予定	今後検討
大阪府茨木市	法施行（令和4年4月1日）まで	定める予定なし	設定予定	定める予定なし
大阪府八尾市	令和6年度以降	定める予定あり	設定予定	定める予定あり
大阪府寝屋川市	令和5年度中	定める予定なし	検討中	定める予定なし
大阪府和泉市	令和5年度中	定める予定なし	設定予定	定める予定なし
大阪府東大阪市	法施行（令和4年4月1日）まで	定める予定あり	設定予定	定める予定あり